

日田市規則第61号

日田市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年 8 月27日

日田市長 原 田 啓 介

日田市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

日田市福祉事務所長に対する事務委任規則（平成17年規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第2条関係）委任事務</p> <p>1 生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律）に関する事務（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に関する事務にあつては生活保護法の規定の例によることとされる次の各号（第9号を除く。）に掲げる事務）</p> <p>(1)～(8) 略</p>	<p>別表（第2条関係）委任事務</p> <p>1 生活保護法（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律）に関する事務（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に関する事務にあつては生活保護法の規定の例によることとされる次の各号（第9号を除く。）に掲げる事務）</p> <p>(1)～(8) 略</p>

(9) 生活保護法第55条の4及び第55条の6の規定による就労自立給付金の支給及び報告に関すること。

(10) 生活保護法第55条の5及び第55条の6の規定による進学準備給付金の支給及び報告に関すること。

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

2～8 略

(9) 生活保護法第55条の4及び第55条の5の規定による就労自立給付金の支給及び報告に関すること。

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

2～8 略

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。